

長泉町シニアクラブ連合会会則

《前文》

わたしたちは、仲間づくりを通して生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行うとともに、その知識や経験を活かして地域の諸団体と共同し、地域を豊かにする社会活動に取り組み、明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めることを目的として結成し、地域ぐるみの福祉活動の一翼を担うものとして各種の住民組織やボランティア、福祉機関・団体と共同した実践を行い、福祉社会形成の担い手となります。

(名称)

第1条 本会は、長泉町シニアクラブ連合会と称し、地域の絆を深めて仲間と和気藹々楽しく活動するとともに、次世代の子どもたちと交流を深めて明るい未来を創造する愛称 “シニアクラブ長泉” として活動する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は長泉町社会福祉協議会内に置く。

(組織)

第3条 本会は、長泉町内の単位シニアクラブ（以下「単位クラブ」という。）を以って組織する。

(目的)

第4条 本会は、前文の本旨の達成、町内の単位クラブの連絡調整、並びにシニアクラブの健全な運営と老人福祉の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、第4条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 会議の開催
- (2) 教養の向上のための事業
- (3) 健康保持、増進のためのレクリエーション等事業
- (4) 社会奉仕活動
- (5) 友愛訪問活動
- (6) 見学、研修旅行等
- (7) シニアクラブ活動の推進に関する調査研究
- (8) 広報活動
- (9) 会員増強活動
- (10) その他第4条の目的達成のため必要な事業

(会員)

第6条 本会は原則として長泉町内に居住する六十歳以上の者で、町内単位クラブに所属し、なおかつ本会の目的に賛同する者を会員とする。ただし、六十歳以下のものであっても本会の目的に理解を持ち、本会に協力する者で入会を希望するときは会員とすることができる。

(退会)

第7条 病気、住所変更、その他の理由で単位クラブを通じて退会の申し出があった時は、退会を認める。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名 (総務、友愛、健康、会計)
- (3) 常任理事 各ブロック1名
- (4) 友愛部役員 若干名 (うち2名は友愛部副部長)
- (5) 健康部役員 若干名 (うち1名は健康部副部長)
- (6) 理事 各クラブ1名 (単位クラブの会長)
- (7) 監事 2名

(役員を選出)

第9条 本会の役員を選出は次による。

- (1) 会長、副会長 (総務、友愛、健康、会計)、友愛部副部長、健康部副部長は理事会において選出し、総会の承認を得るものとする。
- (2) 常任理事は、別に定めるブロックの理事の中から互選する。また、会長の指名があった時は互選されたものとしてすることができる。
- (3) 友愛部役員 (友愛部副部長を除く) は、各単位クラブの友愛活動 責任者の中から互選する。なお、副会長 (友愛) の指名があったときは選出されたものとしてすることができる。
- (4) 健康部役員 (健康部副部長を除く) は、各単位クラブの健康活動担当者の中から互選する。なお、副会長 (健康) の指名があったときは選出されたものとしてすることができる。
- (5) 理事は、各単位クラブの会長とする。単位クラブの会長が任期満了に伴い交代した場合は総会時に交代したものとする。
- (6) 監事は理事会において選出し、総会の承認を得るものとする。

(役員の仕事)

第10条 会長は本会を代表し会務を統轄する。

2 副会長 (総務) は会務を円滑に進めるため必要な連絡、調整を行うほか、会長事故あるときはその職務を代理する。また、プラスワン委員会を統括し、第5条(9)の会員増強活動を推進する。

3 副会長 (友愛) は、友愛部長として友愛部会を統括し、第5条(5)の友愛訪問活動を推進する。

4 副会長 (健康) は、健康部長として健康部会を統括し、第5条(3)の健康保持、増進のためのレクリエーション等事業を推進する。

5 副会長 (会計) は本会の経理を担当する。

6 常任理事は会長、副会長を補佐し、各所属ブロック内理事との連絡調整を図る。

7 友愛部副部長は、友愛部会の円滑な運営を図るため必要な連絡、調整、記録を行い、友愛部役員とともに副会長 (友愛) を補佐する。

8 健康部副部長は、健康部会の円滑な運営を図るため必要な連絡、調整、記録を行い、健康部役員とともに副会長 (健康) を補佐する。

9 監事は会計を監査し、その結果を総会で報告する。

10 理事は会員との連絡を図り、会の運営に当たる。

11 理事に会務遂行不能の事由がある場合は、その理事が所属する単位クラブの役員が代行することができる。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。

2 補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

3 役員は任期満了後も後任者が選任できるまでその職務を行う。

(顧問)

第12条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は理事会の承認を得て会長が委嘱する。

3 顧問は重要な事項につき、会長の諮問に答え、本会の発展のため助言し協力する。

(活動推進相談員)

第13条 本会は、シニアクラブ静岡県が定める「クラブ活動推進相談員設置要領」により活動推進相談員を設置することができる。

2 活動推進相談員は別に定める要綱により本会の活動を推進する。

(会議)

第14条 本会の会議は次による。

(1) 総会 (2) 理事会 (3) 三役会 (4) 常任理事会

(5) 友愛部会 (6) 健康部会 (7) プラスワン委員会

(招集)

第15条 会議は原則として会長が招集し、その議長となる。ただし、副会長はそれぞれ統括する部会の会議のため単位クラブの担当者を招集し、その議長となることができる。

(会議の開催)

第16条 会議は原則として集会とする。但し、感染症予防等の社会的事情により集会することが困難な場合は、書面又は電磁的方法等の開催とすることができる。

2 総会は毎年1回開く。但し必要に応じて臨時に開くことができる。

3 理事会は原則的に月1回開催する。また必要に応じて臨時に開くことができる。

4 三役会・常任理事会・友愛部会・健康部会・プラスワン委員会は必要に応じて、臨時に開くことができる。

(定足数)

第17条 会議は構成員の過半数の出席をもって成立する。

(議決方法)

第18条 会議の議決は出席者の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の権限)

第19条 総会は、会長、副会長、理事、監事のほか単位クラブの役員で構成し、次の事項を附議する。

(1) 事業報告、計画並びに予算、決算に関する事項

(2) 会則の変更

(3) 諸規程の制定、廃止に関する事項

(4) その他重要な事項

(理事会の権限)

第20条 理事会は、会長、副会長、理事で構成し、次の事項を附議する。

(1) 事業計画

- (2) 総会に附議する事項
- (3) 諸規程の改正に関する事項
- (4) その他会長が必要と認めた事項

(三役会の権限)

第21条 三役会は、会長、副会長、友愛副部長、健康部副部長で構成し、次の事項を附議する。なお、必要に応じ顧問を召喚することができる。

- (1) 理事会に附議する事項
- (2) サークルに関する事項
- (3) その他会長、副会長が必要と認めた事項

(常任理事会の権限)

第22条 常任理事会は、会長、副会長、常任理事で構成し、次の事項を附議する。

- (1) 理事会、三役会に附議する事項
- (2) その他会長が必要と認めた事項

(友愛部会の権限)

第23条 友愛部会は、副会長（友愛）、友愛副部長、各単位クラブの友愛活動責任者で構成し、次の事項を附議する。

- (1) 三役会に附議する事項
- (2) 第5条(5)の友愛訪問活動に関する事項
- (3) その他副会長（友愛）が必要と認めた事項

(健康部会の権限)

第24条 健康部会は、副会長（健康）、健康部副部長、各単位クラブの健康活動担当で構成し、次の事項を附議する。

- (1) 三役会に附議する事項
- (2) 第5条(3)の健康保持、増進のためのレクリエーション等事業に関する事項
- (3) その他副会長（健康）が必要と認めた事項

(プラスワン委員会の権限)

第25条 プラスワン委員会は、副会長（総務）、各単位クラブのプラスワン委員で構成し、次の事項を附議する。

- (1) 三役会に附議する事項
- (2) 第5条(9)の会員増強活動に関する事項
- (3) その他副会長（総務）が必要と認めた事項

(会計)

第26条 本会の経費は、会費、負担金、補助金、その他の寄付金などをもってあてる。

(会費・負担金)

第27条 会員は会費として一人あたり年額100円を納入し、単位クラブはクラブ負担金として一クラブあたり年額20,000円を納入する。

(会計年度)

第28条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 本会の決算報告は監事の監査を受けた後、総会の承認を受けるものとする。

(慶弔)

第29条 次の表により会員に対し慶弔を行う。

区 分	種 別	金 額	摘 要
会則第8条に定める役員	・弔慰金 ・見舞金	5,000円 3,000円	・区分のものが死亡したとき ・10日以上入院 ※ただし、同一の傷病等について1回限りとする。
表彰規程により1号又は2号の功労者表彰を受けた者	・弔慰金	5,000円	・区分のものが死亡したとき
会員	・弔 辞	—	単位クラブ会長が代読
95歳記念品		5,000円程度 の金品	会員のうち95歳に達した者、達する者で1回限り 4月1日～翌年3月31日
会長が適当と認めた場合	・祝い金 ・弔慰金 ・見舞金	5,000円 3,000円	会長が特別な事情があると認めるときは、三役会の議を経て給付することができる。

(帳簿)

第30条 本会に次の帳簿を備える。

- (1) 会員名簿 (2) 役員名簿 (3) 会計簿
- (4) 事業計画並びに報告書及び予算書並びに決算書 (総会資料)
- (5) 備品台帳 (6) その他必要な帳簿

(帳簿保存期間)

第31条 本会の帳簿のうち、会員名簿、役員名簿、事業計画並びに報告及び予算書並びに決算書 (総会資料)、その他必要な帳簿は永久保存とし、会計簿、備品台帳は5年間保存するものとする。

(積立金)

第32条 本会は第4条の目的及び第5条の事業のための積立金を設置できる。

2 積立金は会費・補助金・その他の寄付金などにより必要に応じた年度に、予算の定める範囲で積み立てることができる。

3 積立金は積立金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限る、予算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。

(表彰)

第33条 本会は別に定める規程により会員に対して表彰を行うことができる。

(サークル)

第34条 本会は別に定める規程によりサークルを組織できる。

(費用の弁償)

第35条 本会は別に定める規程により役員等の職務を執行するための費用を弁償することができる。

(友愛活動)

第36条 本会は別に定める要綱により第5条の(5)友愛訪問活動を実施する。

(雑則)

第37条 本会則の実施に関し必要な事項は、理事会の議を経て会長がこれを決める。

附 則

この会則は、昭和54年4月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成6年4月16日から施行する。

附 則

この会則は、平成12年4月13日から施行する。

附 則

この会則は、平成16年4月26日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年4月25日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年4月26日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年4月23日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年4月28日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年4月27日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年4月25日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年4月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年4月23日から施行する。

附 則

この会則は、平成31年4月22日から施行する。

附 則

この会則は、令和4年4月25日から施行する。